

## 第2回 仙台都心地域都市再生緊急整備地域準備協議会 議事概要

日 時 令和元年 11 月 27 日（水） 15：30～17：15

場 所 PARM-CITY 131 貸会議室 3 階 ANNE X 多目的ホール

出席者 委員

姥浦委員、今野委員、茂田井委員、高田委員、植村委員（森本委員代理）、渡邊委員、二橋委員、奥田委員、佐藤委員（門脇委員代理）、小野委員、福田委員、遠藤委員

内 容 1. 開会

2. 議事

都市再生緊急整備地域，特定都市再生緊急整備地域の指定エリア及び地域整備方針の素案について

3. その他

4. 閉会

### 要旨

- ・ 震災復興後のこれからの 10 年を見据え、世界に対して仙台のまちづくりをアピールしていく必要がある。
- ・ 次世代放射光施設の計画を都心のまちづくりにどのように活かしていくことができるのか、具体的なビジョンを示す必要がある。
- ・ 地域整備方針は、現在検討中の総合計画や都市計画マスタープランと整合を図っていく必要がある。
- ・ 脱炭素社会の実現に向け、燃料電池車（FCV）など、水素の活用が今後のまちづくりに大きく関わってくると想定される。
- ・ 台風 19 号を受け、浸水対策や BCP 対応など都心における防災対策の必要性が再認識されており、地域整備方針でも取り組みの方向性を示す必要がある。
- ・ 拡大エリアは開発計画の予定があることが必要となるが、一方で、拡大エリアに指定されることで開発計画を誘発することも想定される。
- ・ 現在検討中の総合計画で議論されている、様々な分野の掛け合わせで生まれるイノベーションを活かせるまちづくりを行う必要がある。
- ・ せんだい都心再構築プロジェクトで都市再生特別地区による容積率の緩和を適用するには、面積要件があり、地域指定後の制度活用を見据えたエリア設定の考え方も必要となる。
- ・ 今後、仙台での高機能オフィス需要は長く続くことが予想される。
- ・ 国際競争力強化のためには、ビジネスの国際的拠点となることが求められる。特定都市再生緊急整備地域の目指すところは、高機能オフィスだけではなく、ハイクラスホテルや居住・医療・教育環境など、ビジネスパーソンの生活を支える諸機能の充実も含めた環境整備である。その中で、仙台が目指す方向を発信していく必要がある。
- ・ エリア指定においては、手続きの透明性にも留意しなければならない。
- ・ 地域整備方針に MaaS（Mobility as a Service）についても記載する必要がある。
- ・ 首都圏への人口流出超過に対応するため、IT 人材の輩出など、若者がチャレンジでき、若者に寛容

なまちづくりという視点も必要となる。

- 今回の取り組みを契機に、官民一体となってまちづくりの機運を更に盛り上げていかなければならない。